

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する
基準の設定及び定期点検の方法について
(第2次答申)

平成23年12月26日

中央環境審議会

1. はじめに

地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会での審議を経て、6月14日に成立、6月22日に公布されたところであり、今後、改正後の水質汚濁防止法（以下「改正水濁法」という。）の施行に必要な事項についての検討が必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成23年7月15日、環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」諮問された。諮問された内容のうち、有害物質貯蔵指定施設については9月29日に第一次答申としてとりまとめたところであり、本答申は、諮問された内容のうち、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）の設定及び定期点検の方法について第二次答申として取りまとめたものである。

2. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について

平成23年2月15日付け中央環境審議会答申「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」（以下「答申」という。）では、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による有害物質の漏えいが地下水汚染の原因の大半となっていること等を踏まえ、地下水汚染を未然に防止するためには、現行の水質汚濁防止法に基づく地下浸透規制に加え、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置が必要とされた。

これを踏まえ、改正水濁法では、新たに、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、施設に係る構造等に関する基準を遵守しなければならない義務が課せられた。ここで遵守すべき基準は、改正水濁法第12条の4において、「有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準」であり、具体的な内容は環境省令で定めることとされている。また、併せて、改正水濁法第14条第5項において、有害物質使用特定施設等について、「環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない」とされた。

ここでは、環境省令で定めるべき有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造等に関する基準及び定期点検の方法について、答申を踏まえ、事業者によって既に講じられている地下水汚染の未然防止に有効な対策を十分に踏まえること、既存施

設における実施可能性にも配慮して定めること、業種や事業場毎に施設等の実態が異なること等を踏まえ必要な性能を定めることに留意して、構造等に関する基準を適用すべき対象、構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成及び内容について審議した。

その結果、構造等に関する基準及び定期点検の方法については以下のとおりとすることが適当である。

(1) 構造等に関する基準の対象

次の事項について構造等に関する基準を規定する。

- 1) 有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲
- 2) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する設備（配管等及び排水溝等）
- 3) 有害物質使用特定施設等のうち地下貯蔵施設本体
- 4) 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転

(2) 構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成

有害物質を含む水の地下への浸透を効果的に未然防止できるよう、改正水濁法の施行後に新たに設置される施設（以下「新設の施設」という。）に係る構造等に関する基準を基本とする一方で、改正水濁法の施行の際に既に設置されている施設（設置の工事がなされているものも含む。以下「既設の施設」という。）については、実施可能性にも配慮した基準を設ける。また、既設の施設に対しては、改正水濁法の施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間に関して必要な定期点検の方法を定める。

また、地下水汚染の未然防止に係る措置は、構造等に関する基準と定期点検の方法を独立して規定するのではなく、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより規定することを基本とする。

具体的には、構造等に関する基準について、次のように、新設の施設を対象とした基準（A基準）、既設の施設の実施可能性にも配慮した基準（B基準）を設け、それぞれに対応した定期点検の方法を組み合わせるとともに、既設の施設について法施行後3年間で適用できる定期点検のみの措置（C基準）の三つの水準の措置を設け、新設の施設についてはA基準のみを適用対象とし、既設の施設については、A、B又はC基準（C基準は法施行後3年間に限る）のいずれかの措置を適用する。

1) 新設の施設を対象とした措置（A基準）

新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。

2) 既設の施設を対象とした措置 (B 基準)

既設の施設に対する構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容を A 基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする。

3) 既設の施設について改正水濁法の施行後 3 年間で適用できる措置 (C 基準)

既設の施設については、改正水濁法施行後 3 年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間では、定期点検のみが適用される。このため、基本的には、新設の施設を対象とした基準及び既設の施設を対象とした基準 (上記 1) 及び 2)) に対応する定期点検の内容よりも、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容をより充実したものとする。ただし、可能な点検手法が施設の構造及び設備の条件から限られる場合には配慮する。

(3) 構造等に関する基準及び定期点検の方法の内容

以上を踏まえ、構造等に関する基準及び定期点検の方法は別紙のとおりとすることが適当である。

3. 今後の課題

今回定める構造等に関する基準及び定期点検の方法では、漏えい及び地下浸透の有無を検知する方法が重要な位置を占めていることから、対象施設からの有害物質を含む水の地下浸透の有無を低コストで検知できる技術について、開発、実証、普及等を行うことを検討する必要がある。また、必要に応じ、特に中小事業者への当該技術の普及方策についても検討を行っていくべきである。

4. おわりに

今回の諮問事項に対し、構造等に関する基準及び定期点検の方法について、以上の通り結論を得たところである。

今後の新たな制度の施行に当たっては、構造等に関する基準や定期点検の方法に関し、実態を踏まえた円滑な運用を図ることができるよう、具体的な運用の指針等について、至急検討、作成の上、地方自治体、事業者等の関係者に周知を図っていくことが必要であると考えます。

また、改正水濁法附則第 6 条の規定を踏まえ、改正水濁法の施行後において、地下水汚染状況及び汚染事例、事業者及び地方自治体の対応状況など、改正水濁法の施行の状況を踏まえ、必要があるときは、今回定める構造等に関する基準及び定期点検の方法等について検討を行うことが必要であると考えます。

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について

1 構造基準等

- 1) 法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準(有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質使用特定施設等」という。)に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準(構造基準等))については、表 1 - 1 から表 6 - 1 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。
- 2) 法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設等(設置の工事がなされているものを含む。)の構造基準等については、以下の表 1 - 2 から表 6 - 2 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。

2 定期点検等

- 1) 法第 14 条第 5 項の規定による点検は、目視等(目視等による方法が困難であって設備等を用いる場合を除く。以下同じ。)により、表 1 - 1 から表 6 - 1 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設等(設置の工事がなされているものを含む。)の点検については、目視等により、表 1 - 2 から表 6 - 2 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。
- 2) 1) の点検により、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3) 1) の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。
 - 点検を行った有害物質使用特定施設等
 - 点検の方法及び結果
 - 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容
 - 点検実施年月日
 - 点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名
- 4) 1) の点検によらず有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等(以下「異常等」という。)が確認された場合には、3) に準ずる取扱いとすることとし、記録すべき事項は以下のとおりとする。
 - 異常等が確認された有害物質使用特定施設等
 - 異常等の内容
 - 補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容
 - 異常等を確認した年月日
 - 異常等を確認した者の氏名

(参考)

表1 - 1 床面及び周囲

表1 - 2 床面及び周囲(既設)

表2 - 1 施設本体

表2 - 2 施設本体(既設)

表3 - 1 配管等(地上配管)

表3 - 2 配管等(地上配管)(既設)

表4 - 1 配管等(地下配管)

表4 - 2 配管等(地下配管)(既設)

表5 - 1 排水溝等

表5 - 2 排水溝等(既設)

表6 - 1 地下貯蔵施設

表6 - 2 地下貯蔵施設(既設)

表7 使用の方法

表1 - 1 床面及び周囲

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法								
<p>新設 基準 A基準</p>	<p>1 床面及び周囲の構造</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の本体が設置される床面及び周囲は、次の から のいずれにも適合すること、又は に適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造とすること。</p> <p>床面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>周囲は、有害物質を含む水の流出を防止することのできる防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます（受槽）若しくはステンレス鋼の受け皿（以下「防液堤等」という。）、又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置すること</p> <p>の防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。</p> <p>～ と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>ただし、</p> <p>有害物質使用特定施設等の設置場所の床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視で容易に確認できるものである場合には上記 から は適用しない。</p> <p>有害物質使用特定施設等に付帯する配管等（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含む。以下「配管等」という。）であって、床面から離して設置されている場合、その設置場所の床面及び周囲（有害物質使用特定施設等の設置場所の周囲を除く。）には上記 から は適用しない。</p>	<p>1 床面及び周囲の構造に係る点検</p> <p>1) 「1 床面及び周囲の構造」の1)の ~ に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 368 2150 496"> <tr> <td data-bbox="1220 368 1827 453">床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1827 368 2150 453">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 453 1827 496">防液堤等のひび割れ等の異常の有無</td> <td data-bbox="1827 453 2150 496">1年に1回以上</td> </tr> </table> <p>2) 「1 床面及び周囲の構造」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 834 2150 879"> <tr> <td data-bbox="1220 834 1827 879">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1827 834 2150 879">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>3) 「1 床面及び周囲の構造」の1)のただし書きの の場合は次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1007 2150 1051"> <tr> <td data-bbox="1220 1007 1827 1051">床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1827 1007 2150 1051">1月に1回以上</td> </tr> </table>	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	防液堤等のひび割れ等の異常の有無	1年に1回以上	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上									
防液堤等のひび割れ等の異常の有無	1年に1回以上									
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度									
床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上									

表1 - 2 床面及び周囲（既設）

既設 基準	1既設 床面及び周囲の構造	1既設 床面及び周囲の構造に係る点検										
A基準	1) 既設の有害物質使用特定施設等の本体が設置される床面及び周囲は、次の各号のいずれかによること。 「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。	1) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1)の に係る点検は、「1 床面及び周囲の構造に係る点検」による。										
B基準	次の表のイに掲げる要件のいずれかに該当する場合には、ロに掲げる基準の(1)及び(2)又は(1)及び(3)のいずれかの要件に適合すること。	2) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1)の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。										
イ	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="168 491 235 874">(1)</td> <td data-bbox="235 491 1198 874">有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 619 235 874">(2)</td> <td data-bbox="235 619 1198 874">施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 746 235 874">(3)</td> <td data-bbox="235 746 1198 874">施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</td> </tr> </table>	(1)	有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合	(2)	施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合	(3)	施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 491 1825 579">床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 491 2157 579">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 579 1825 667">施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1825 579 2157 667">1月に1回以上</td> </tr> </table>	床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
(1)	有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合											
(2)	施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合											
(3)	施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合											
床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上											
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上											
ロ	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="168 874 235 1082">(1)</td> <td data-bbox="235 874 1198 1082">施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 962 235 1082">(2)</td> <td data-bbox="235 962 1198 1082">施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1042 235 1082">(3)</td> <td data-bbox="235 1042 1198 1082">(2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</td> </tr> </table>	(1)	施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準	(2)	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。	(3)	(2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	ただし、上記2)の と同等以上の点検項目及び頻度と認められる点検を行う場合には、この限りではない。				
(1)	施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準											
(2)	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。											
(3)	(2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。											
	施設本体が、有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるよう床面から離して設置され、施設本体の下部の床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合には、施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。	3) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1)の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 1209 1825 1297">床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 1209 2157 1297">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1297 1825 1377">施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1825 1297 2157 1377">1月に1回以上</td> </tr> </table>	床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上						
床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上											
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上											

C基準	2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「1既設 床面及び周囲の構造に係る点検」の3)に定める点検を行わなければならない。	3) 「1既設 床面及び周囲の構造」の2)に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 199 2152 284"> <tr> <td data-bbox="1218 199 1825 284">床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 199 2152 284">1月に1回以上</td> </tr> </table>	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上
床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上			

地下貯蔵施設については、表1 - 1又は表1 - 2にはよらず、表6 - 1又は表6 - 2による。

表 2 - 1 施設本体

新設 基準 A 基準	2 施設本体	2 施設本体に係る点検	
	規定せず	1) 施設本体に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。	
		施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有 無	1年に1回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有 無	1年に1回以上	

表 2 - 2 施設本体（既設）

既設 基準 A 基準 B 基準	2 既設 施設本体	2 既設 施設本体に係る点検	
	規定せず	「2 施設本体に係る点検」と同じ。	
C 基準	規定せず	「2 施設本体に係る点検」と同じ。	

地下貯蔵施設については、表 2 - 1 又は表 2 - 2 にはよらず、表 6 - 1 又は表 6 - 2 による。

表3 - 1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>3 配管等（地上配管）</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、次の各号のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、又は漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とすること。</p> <p>次のいずれの要件にも適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 配管等の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>有害物質を含む水の漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置すること。</p>	<p>3 配管等（地上配管）に係る点検</p> <p>1) 「3 配管等（地上配管）」の1)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 284 2145 371"> <tr> <td data-bbox="1220 284 1832 327">配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td data-bbox="1832 284 2145 327">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 327 1832 371">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1832 327 2145 371">1年に1回以上</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上					
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上					

表3 - 2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）

<p>既設 基準 A基準 B基準</p>	<p>3既設 配管等（地上配管）</p> <p>1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地上に設置されている場合には、次の各号のいずれかによること。</p> <p>「3 配管等（地上配管）」の1)の に規定する基準に適合すること。</p> <p>原則として有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるように設置してあること。</p>	<p>3既設 配管等（地上配管）に係る点検</p> <p>1) 「3既設 配管等（地上配管）」の1)の に係る点検は、「3 配管等（地上配管）に係る点検」による。</p> <p>2) 「3既設 配管等（地上配管）」の1)の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1082 2145 1169"> <tr> <td data-bbox="1220 1082 1832 1125">配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td data-bbox="1832 1082 2145 1125">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1125 1832 1169">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1832 1125 2145 1169">6月に1回以上</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上					
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上					
<p>C基準</p>	<p>2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「3既設 配管等（地上配管）に係る点検」の3)に定める点検を行わなければならない。</p>	<p>3) 「3既設 配管等（地上配管）」の2)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1265 2145 1353"> <tr> <td data-bbox="1220 1265 1832 1308">配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td data-bbox="1832 1265 2145 1308">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1308 1832 1353">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1832 1308 2145 1353">6月に1回以上</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上					
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上					

表4 - 1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>4 配管等（地下配管）</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、次の、及び、又はのいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。</p> <p>次の要件のうち、イからハのいずれにも適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。（トレンチ内に設置の場合）</p> <p>イ トレンチ（細長い溝）の中に設置し、配管等からの有害物質を含む水の漏えいを確認できる構造とすること。</p> <p>ロ トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料によること。</p> <p>ハ トレンチの底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>次の要件のいずれにも適合すること。（地下に埋設する場合）</p> <p>イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 配管等の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。</p>	<p>4 配管等（地下配管）に係る点検</p> <p>1) 「4 配管等（地下配管）」の1)の のイからハのいずれの要件にも適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 451 2150 624"> <tr> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table> <p>2) 「4 配管等（地下配管）」の1)の に適合する場合（及び に適合する場合を除く。）の点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 831 2150 1046"> <tr> <td>配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>3) 「4 配管等（地下配管）」の1)の 及び に適合する場合の点検は、次の又は、及び に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1174 2150 1425"> <tr> <td>上記2)の の検査</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> <tr> <td>地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	上記2)の の検査	3年に1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上																	
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上																	
トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上																	
配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上																	
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度																	
上記2)の の検査	3年に1回以上																	
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度																	
地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確																	

	<p>その他の 、 、又は 及び のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1214 116 1832 204"></td> <td data-bbox="1832 116 2170 204">認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table>		認を行う場合には、3月に1回以上)				
	認を行う場合には、3月に1回以上)							
		<p>4) 「4 配管等(地下配管)」の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1214 288 1832 331">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1832 288 2170 331">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>ただし、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下埋設配管に関する点検は、次の 又は に掲げる項目及び頻度で行うことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1214 459 1832 502">上記2)の の検査</td> <td data-bbox="1832 459 2170 502">3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 502 1832 587">その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1832 502 2170 587">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度	上記2)の の検査	3年に1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度							
上記2)の の検査	3年に1回以上							
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度							

表4 - 2 施設本体に付帯する配管等（既設地下配管）

<p>既設基準 A基準</p> <p>B基準</p>	<p>4既設 配管等（地下配管）</p> <p>1）既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地下に設置されている場合には、次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>「4 配管等（地下配管）」の1）に規定する基準に適合すること。</p> <p>トレンチ中に設置し、漏えいを確認できる構造としてあること。</p> <p>「4 配管等（地下配管）」の1）の によること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（再掲）</p> <p>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。</p> </div> <p>その他の 又は と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>4既設 配管等（地下配管）に係る点検</p> <p>1）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の に係る点検は「4 配管等（地下配管）に係る点検」による。</p> <p>2）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 491 2152 663"> <tr> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> </table> <p>3）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 791 2152 1002"> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月に1回以上 （有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上）</td> </tr> </table> <p>4）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1129 2152 1174"> <tr> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無	6月に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 （有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上）	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上											
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上											
トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無	6月に1回以上											
配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 （有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上）											
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度											
<p>C基準</p>	<p>2）この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1）の基準に適合していない場合は、「4既設 配管等（地下配管）」に係る点検の5）に定める点検を行わなければならない。</p>	<p>5）「4既設 配管等（地下配管）」の2）に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1281 2152 1407"> <tr> <td>配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table>	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上								
配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上											

		その他 同等以上の効果を有する方法による 点検	点検項目に応じた頻度
--	--	----------------------------	------------

表5 - 1 排水溝等

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>5 排水溝等</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます及び排水ポンプ等を含む。以下「排水溝等」という。）は、次の、及び、又はのいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透を防止することができる材質及び構造とすること。</p> <p>次の要件のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置など、地下への浸透を確認できる設備を設けること。</p> <p>その他の又は及びと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>5 排水溝等に係る点検</p> <p>1) 「5 排水溝等」の1)のの基準に適合する場合の点検（及びの基準に適合する場合を除く。）は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 491 2150 577"> <tr> <td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table> <p>2) 「5 排水溝等」の1)の及びの基準に適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 746 2150 1002"> <tr> <td>上記1)の点検</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> <p>3) 「5 排水溝等」の1)のに係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1088 2150 1129"> <tr> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	上記1)の点検	3年に1回以上	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上									
上記1)の点検	3年に1回以上									
排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)									
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度									

表5 - 2 排水溝等（既設）

<p>既設 基準</p> <p>A基準</p> <p>B基準</p>	<p>5既設 排水溝等</p> <p>1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝等の構造は、次の 、 又は のいずれかに適合すること。</p> <p>「5 排水溝等」に規定する基準に適合すること。</p> <p>「5 排水溝等」の1)の に適合すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(再掲)</p> <p>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置など、地下への浸透を確認できる設備を設けること。</p> </div> <p>その他の と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>5既設 排水溝等に係る点検</p> <p>1) 「5既設 排水溝等」の1)の に係る点検は「5 排水溝等に係る点検」による。</p> <p>2) 「5既設 排水溝等」の1)の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 491 2152 790"> <tr> <td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> <p>3) 「5既設 排水溝等」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 874 2152 917"> <tr> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	6月に1回以上	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	6月に1回以上							
排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)							
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度							
<p>C基準</p>	<p>2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「5既設 排水溝等に係る点検」の4)に定める点検を行わなければならない。</p>	<p>4) 「5既設 排水溝等」の2)に係る点検は、次の 及び 、又は に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1050 2152 1342"> <tr> <td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>1月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 及び と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上	その他 及び と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度
排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上							
排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上							
その他 及び と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度							

表6 - 1 地下貯蔵施設

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>6 地下貯蔵施設</p> <p>1) 地下貯蔵施設本体及び付帯する配管等のうち、地下貯蔵施設本体は、次の及び、から のいずれにも、又は のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>地下貯蔵施設本体は、次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>イ 貯蔵施設本体は、タンク室内に設置する構造、二重殻構造又はその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質とすること。</p> <p>ロ 貯蔵施設本体の外表面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>地下貯蔵施設の内面の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。</p> <p>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。</p> <p>その他 及び、又は から のいずれにもと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>6 地下貯蔵施設に係る点検</p> <p>1) 「6 地下貯蔵施設」の1)の 及び の基準に適合する場合（ から のいずれにも適合する場合を除く。）には、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 450 2150 705"> <tr> <td>地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検</td> <td>1年1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>2) 「6 地下貯蔵施設」の1)の から のいずれの基準にも適合する場合には、次の 又は、及び に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 833 2150 1173"> <tr> <td>上記1)の の点検</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> <tr> <td>地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> <p>3) 「6 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1257 2150 1300"> <tr> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>ただし、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに関する点検は、次の 又は に掲げる項目及び頻度で行うことができる。</p>	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検	1年1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	上記1)の の点検	3年に1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検	1年1回以上													
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度													
上記1)の の点検	3年に1回以上													
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度													
地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)													
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度													

		上記1)の の検査	3年に1回以上
		その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度
2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3 配管等(地上配管)」又は「4 配管等(地下配管)」によること。		4) 「6 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3 配管等(地上配管)」に係る点検」又は「4 配管等(地下配管)」に係る点検」によること。	

表6 - 2 地下貯蔵施設（既設）

既設 基準	6既設 地下貯蔵施設 1) 既設の地下貯蔵施設のうち、地下貯蔵施設本体は、次の から のいずれかに適合すること。	6既設 地下貯蔵施設に係る点検												
A基準	「6 地下貯蔵施設」に規定する基準に適合すること。	1) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、「6 地下貯蔵施設に係る点検」による。												
B基準	<p>「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、 及び の要件に適合すること。</p> <table border="1" data-bbox="235 454 1193 703"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="235 454 1193 491">(再掲)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 491 1193 576">地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。</td> <td data-bbox="235 576 1193 703">地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。</td> </tr> </table> <p>次の要件に適合すること。</p> <p>イ 「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、 の要件に適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止することを目的として、貯蔵施設の内部にコーティングを行うこと。</p> <p>その他の 又は と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	(再掲)		地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。	<p>2) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 491 2157 703"> <tr> <td data-bbox="1227 491 1832 703">地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1832 491 2157 703">1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> <p>3) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 831 2157 1086"> <tr> <td data-bbox="1227 831 1832 1002">地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検</td> <td data-bbox="1832 831 2157 1002">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 1002 1832 1086">その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1832 1002 2157 1086">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>4) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 1214 2157 1257"> <tr> <td data-bbox="1227 1214 1832 1257">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1832 1214 2157 1257">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年に1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
(再掲)														
地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。													
地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)													
地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年に1回以上													
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度													
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度													
	2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3既設 配管等（地上配管）」又は「4既設 配管等（地下配管）」によること。	5) 「6既設 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3既設 配管等（地上配管）」に係る点検又は「4既設 配管等（地下配管）」に係る点検によること。												

C基準	3) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「6既設 地下貯蔵施設に係る点検」の6)に定める点検を行わなければならない。	6) 「6既設 地下貯蔵施設」の3)に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。	
		上記3)の の点検	1年に1回以上
	4) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3既設 配管等(地上配管)」又は「4既設 配管等(地下配管)」によること。	7) 「6既設 地下貯蔵施設」の4)に係る点検は、「3既設 配管等(地上配管)」に係る点検又は「4既設 配管等(地下配管)」に係る点検によること。	

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法			
<p>新設基準 A基準 及び 既設基準 A基準 及び B基準</p>	<p>7 使用の方法 1) 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転は、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないよう、次の方法で行うこと。 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 2) 有害物質使用特定施設等の使用の方法(上記1)に係るものに限る。)に関する管理要領が明確に定められていること。</p>	<p>7 使用の方法に係る点検 1) 「7 使用の方法」に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1279 368 2152 496"> <tr> <td data-bbox="1279 368 1832 496">使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無</td> <td data-bbox="1832 368 2152 496">1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定</td> </tr> </table>		使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定
使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定				
<p>既設基準 (施行後3年まで) C基準</p>	<p>3) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)及び2)の基準に適合していない場合は、「6 使用の方法に係る点検」の2)に定める点検を行わなければならない。</p>	<p>2) 「7 使用の方法」の3)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1279 850 2152 935"> <tr> <td data-bbox="1279 850 1832 935">有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無</td> <td data-bbox="1832 850 2152 935">1年に1回以上</td> </tr> </table>		有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上
有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上				

中央環境審議会 水環境部会 地下水汚染未然防止小委員会 委員名簿

委員長	須藤 隆一	国立大学法人 東北大学大学院工学研究科 客員教授
委員	浅野 直人	福岡大学法学部 教授
委員	中杉 修身	(元)上智大学大学院地球環境学研究科 教授
臨時委員	稲垣 隆司	前愛知県 副知事
臨時委員	大久保規子	国立大学法人 大阪大学大学院法学研究科 教授
臨時委員	太田 信介	全国農村振興技術連盟 委員長
臨時委員	岡崎 徹	全日本水道労働組合 中央執行委員長
臨時委員	平田 健正	国立大学法人 和歌山大学 理事
臨時委員	平松サナエ	全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
臨時委員	藤井 絢子	NPO法人 菜の花プロジェクトネットワーク 代表
臨時委員	古米 弘明	国立大学法人 東京大学大学院工学系研究科附属水環境制御研究センター 教授
臨時委員	細見 正明	国立大学法人 東京農工大学大学院共生科学技術研究院 教授
臨時委員	森田 昌敏	国立大学法人 愛媛大学農学部客員教授
専門委員	轉 次郎	神奈川県 環境農政局 環境保全部長
専門委員	及川 勝	全国中小企業団体中央会 政策推進部長
専門委員	奥村 彰	(社)日本経済団体連合会環境安全委員会環境リスク対策部会 環境管理WG座長 (住友化学(株)レスポンスブルケア室主幹)
専門委員	笠松 正広	大阪府 環境農林水産部 環境管理室長
専門委員	巢山 廣美	石油連盟 環境部会土壌ワーキンググループ 主査 (昭和シェル石油(株))

審議経過

(諮問)

平成 23 年 7 月 15 日 環境大臣から中央環境審議会に水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について諮問

中央環境審議会から水環境部会への付議

平成 23 年 7 月 22 日 第 28 回水環境部会
地下水汚染未然防止小委員会で審議することを決定

(審議経過)

平成 23 年 7 月 28 日 第 6 回小委員会
地下水汚染の未然防止対策について (諮問)
水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について
(第一次答申素案)
地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会について

平成 23 年 8 月 9 日 ~ 平成 23 年 9 月 7 日
パブリックコメントの実施 (30 日間)

平成 23 年 9 月 21 日 第 7 回小委員会
水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について
(第一次答申案)

平成 23 年 9 月 27 日 答申案について水環境部会長同意

(第一次答申)

平成 23 年 9 月 29 日 答申案について中央環境審議会議長同意
中央環境審議会議長から環境大臣に答申

平成 23 年 10 月 3 日 ~ 平成 23 年 11 月 1 日
パブリックコメントの実施 (30 日間)

平成23年12月6日 第8回小委員会

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法
について（第二次答申案）

平成23年12月14日 答申案について水環境部会長同意

（第二次答申）

平成23年12月26日 答申案について中央環境審議会会長同意
中央環境審議会会長から環境大臣に答申